第190回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成29年9月25日(月)10:00~11:30 県庁10階 特1会議室

- 2 出席者
- (1)委員

渡邉会長、大枝委員、本間委員、久保委員、川添委員、大森委員

(2)事務局

商工部中小企業振興課

- 3 審議事項
- (1) 「スーパーセンタートライアル行橋上津熊店」に係る新設届出について
- (2)「(仮称) 古賀商業施設」に係る新設届出について
- (3) 「ケーズデンキ久留米店」に係る新設届出について
- (4)「(仮称)ドラッグコスモス高田店」に係る新設届出について

4 議事要旨

(1)「スーパーセンタートライアル行橋上津熊店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(2)「(仮称) 古賀商業施設」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(3)「ケーズデンキ久留米店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺 地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(4)「(仮称)ドラッグコスモス高田店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、 店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から歩行者の通行経路について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。 次回審議会において引き続き審議を行うこととした。